

食物アレルギーの対応についてのお知らせ

このお知らせは、入所申込書の食物アレルギーの欄に記載があった方にお渡ししています。

上尾市の公立保育所では、「上尾市立保育所食物アレルギー対応マニュアル」に沿って給食の提供を行っています。給食は医師が記載する生活管理指導表に基づき、アレルギーの原因になっている食品を除去していくことができます。対応にあたっては、生活管理指導表が必要となりますので、入所式時、保育所に提出してください。入所後の対応は、生活管理指導表に基づき、保育所で個別に相談をしながら進めていきます。なお、保育所では主に3大アレルゲンに対応した安心献立メニューを作成し対応していきます。

＜ 保育所における食物アレルギーの対応について ＞

●アレルギー児の除去食については、医師の診断で食物アレルギーと判定された場合に行います。

[保育所保育指針 第5章 健康及び安全

(特別な配慮を含めた一人一人の子どもへの対応)より]

- ・医師が記載する生活管理指導表に基づき、アレルギーの原因となっている食品を除去するため、継続的に医師の診断を受けることが必要になります。
- ・成長する過程で除去の内容が変化するため、必要時、または最低1年に1回医師の診断を受けていただき、生活管理指導表を保育所に提出していただきます。
- 家庭の食事内容から除去の程度を確認させていただきますが、保育所では、お子様の原因食材が完全に食べられるまでは、完全除去の対応をさせていただきます。
- ・必要に応じて、家庭での食事内容・お子様の体調を連絡帳などに書いていただきます。
- ・除去の対応については医師・保護者・保育士・看護師・調理員・栄養士と連絡をとりながら進めていきます。
- ・当初2～3か月は月1回保育所にて、保護者・所長・クラス担任、調理員で除去食対応の確認を行います。その後は、翌月の献立帳票を月半ばまでにお渡しいたしますので、ご家庭でアレルゲン確認後、保育所に提出して頂きます。ご家庭で確認いただいた献立帳票を再度保育所で確認し、確定した帳票を保護者へお渡し致します。
- ・保育所での保護者との会議は半年に1回行い、除去食対応の確認を行っていきます。
- 除去の開始時には、保育所に生活管理指導表を提出していただき、家庭での様子を確認し、保護者と保育所で話し合いを行いながら進めていきます。
- ・解除食品は、医師の指導に基づき、家庭で複数回試し、問題が無い事を確認したうえで保育所での解除を進めていきます。
- 代替食品については、できるだけ保育所で提供するようにしますが、アレルゲン食材が多種にわたり献立として不足する場合やアナフィラキシー症状が重い場合などは保護者と相談のうえ、ご家庭からお弁当を持参していただくことがあります。

*お子様の食物アレルギーの様子を把握するために栄養士が個別に連絡をさせていただく場合があります。

*詳細につきましては、説明会時にお伝えいたします。

